

情報公表未報告減算の取り扱いについて

長崎県障害福祉課

情報公表の流れ

障害福祉サービス等情報を都道府県等に報告する義務があります

障害福祉サービス等の施設・事業者

<障害福祉サービス等情報>

- 基本情報
(例) 事業所等の所在地
従業員数
営業時間
事業所の事業内容 等
- 運営情報
障害福祉サービス等に関する
具体的な取組の状況
(例) 関係機関との連携
苦情対応の状況
安全管理等の取組状況等
- 都道府県が必要と認める事項
(任意)

9月末
までに

報告

都道府県等

○障害福祉サービス等情報の公表
施設・事業者から報告された情報を
集約し、公表。

閲覧
(インターネット)

利用者

○障害福祉サービス等情報の調査
新規指定時、指定更新時、虚偽報告が
疑われる場合などにおいて、必要に応じ訪問
調査を実施し、結果を公表に反映。

必要に
応じて
調査

反映

※ 障害福祉サービス等情報に変更が生じた都度、報告する必要があります。

障害福祉サービス等情報の報告手順について

障害福祉サービス等情報の報告については、「障害福祉サービス等情報公表システム」をご利用ください。

手順1

 このマークは、障害福祉サービス等情報公表システムで事業者が行う手続きを示しています。

 **事業者** 事業所を所管する都道府県等に法人・事業所基本情報を報告してください。

都道府県等担当者が、情報公表システムに法人の基本情報等を入力します。

(※) 昨年度、都道府県等担当者が、事業者の基本情報について既に登録を行った事業者宛てには、情報公表システムよりID等を5月8日(火)に通知しています。もし、事業者宛にID等が届いていない場合は、下記お問合せ先までご連絡ください。

手順2

情報公表システムより、ログインID・パスワードが通知されます。

 **事業者** ID等を用いて情報公表システムにログインし、事業所詳細情報を入力してください。

手順3

 **事業者** 入力内容を確認後、都道府県等へ報告します。

- 都道府県等担当者が、申請内容を確認し、以下の手続きを行います。
- ・ 内容に不足等があれば、差し戻します。  (修正の上、再度報告します。)
 - ・ 内容に特段問題がなければ、承認します。

9月末
まで

※ 障害福祉サービス等情報に変更が生じた都度、報告する必要があります。

都道府県等による承認後、報告内容がWAM NETに公表されます。

(※) 平成30年度においては、9月末を目途に全国一斉に公表する予定です。

概要

【全サービス】

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。
- また、施行規則において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

減算単位

情報公表未報告減算【新設】

- ・ 100分の10に相当する単位数を減算
(療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
- ・ 100分の5に相当する単位数を減算
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

算定要件

- 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。

都道府県等による確認

- 都道府県知事(指定都市又は中核市にあっては、当該指定都市又は中核市の市長)は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

未報告減算の概要②

対象事業者 【全サービス】

基準日(令和6年4月1日)より前に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者で公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない事業所。

減算の期間 【全サービス】

基準日(令和6年4月1日)から報告を行った月の末日まで。

【例】

県が12月に報告状況を確認し、その後、未報告事業者が12月中に報告を行った場合、減算の期間は令和6年4月1日～令和6年12月31日(9か月間)の減算となる。

対象外事業者

- ・新規指定時に1度でも公表対象サービス等情報に係る報告を行っている事業所
- ・基準日(令和6年4月1日)以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業所

※上記の事業所につきましては今回の減算対象とはなりません。障害福祉サービス等情報は報告する義務がございますので県要綱をご確認の上、例年定められた期間までに報告をお願いいたします。

事 務 連 絡
令和6年4月24日

都道府県
各 指定都市 社会福祉施設等所管課（室） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

令和6年度災害時情報共有システムの訓練実施について

平素より社会福祉施設等の適正な運営の確保にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

災害発生時における児童関係施設、障害児者関係施設及び高齢者関係施設の被災状況等を把握するシステム（以下「災害時情報共有システム」という。）については、令和3年度より運用を開始しており、「令和6年度における災害時情報共有システム訓練計画について」（令和6年3月25日当課事務連絡）でご案内のとおり、今年度も災害想定訓練を実施いたします。

災害発生時において、災害時情報共有システムを活用して被災状況を迅速に把握するためには、当該システムの操作に習熟し、弊省と自治体間、自治体と施設・事業者間で緊密な連携がとれていることが非常に重要です。そのため、平時において災害を想定した訓練を実施することにより、システム運用上の課題を把握し改善していくことが、災害時情報共有システムの円滑な運用、ひいては被災施設への迅速かつ適切な支援に繋がるものと捉えております。

令和6年度災害時情報共有システムの災害想定訓練につきましては、下記要領にて実施することといたしましたので、各施設所管部署、該当自治体及び管内施設・事業所への周知、連絡及び協力依頼等、調整方よろしくお願いいたします。

記

1 災害想定訓練実施日時

- 第1回：令和6年5月17日（金）10:00～17:00（想定災害：台風）
- 第2回：令和6年5月24日（金）10:00～17:00（想定災害：豪雨）
- 第3回：令和6年5月31日（金）10:00～17:00（想定災害：豪雨）
- 第4回：令和6年6月7日（金）10:00～17:00（想定災害：地震）

2 訓練実施自治体

別紙1のとおり

3 訓練実施施設・事業所

別紙1で示す自治体におけるすべての児童関係施設、障害児者関係施設及び高齢者関係施設

4 訓練の流れ

別紙2のとおり

5 留意事項

システム操作の方法については、事前に操作マニュアルや説明動画等でのご確認をお願いいたします。

(参考) システム操作説明動画、資料の掲載場所

- 児童関係施設システム (説明動画)

URL : <https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisyskodomu/>

- 障害児者関係施設システム (説明動画)

URL : <https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisysshofuku/>

- 高齢者関係施設システム (説明資料)

URL : https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/kanri/pdf/manual_kanri_p_6_3.pdf

長崎県 災害時情報共有システム 災害想定訓練 5 年計画

区分	自治体名称	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
市	中核市	長崎市			○		
	中核市	佐世保市				○	
		島原市				○	
		諫早市	○				
		大村市		○			
		平戸市		○			
		松浦市	○				
		対馬市	○				
		壱岐市		○			
		五島市					○
		西海市	○				
		雲仙市					○
		南島原市					○
	町		長与町				○
		時津町	○				
		東彼杵町		○			
		川棚町		○			
		波佐見町					○
		小値賀町					○
		佐々町	○				
		新上五島町		○			

